

議案第27号 小松島市自転車競走実施条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

競輪場の入場料について、西スタンド4階観覧室を除き、本年4月1日以降、無料とするための改正を行うもの。

小松島市自転車競走実施条例(昭和37年小松島市条例第23号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(入場料)</p> <p>第4条 競輪場の入場者から徴収する入場料は次のとおりとする。</p> <p>(1) 普通入場料 1人につき50円</p> <p>(2) 特別入場料(指定席)</p> <p>新・旧特別観覧室 1席につき300円</p> <p>西スタンド4階観覧室 1席につき700円</p> <p>女性ファン専用観覧室(女性に限る) 1席につき300円</p> <p>男女ペアシート観覧席(男女各1人の組に限る) 2席につき400円</p> <p>2 (略)</p>	<p>(入場料)</p> <p>第4条 小松島競輪場の入場者から徴収する入場料は、<u>無料とする。ただし、西スタンド4階観覧室を利用する者からは、特別入場料(指定席)として1席につき700円の入場料を徴収する。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>改正</p>